

○平成二十八年経済産業省告示第二百二十八号（主要電気工作物を構成する設備を定める告示）廃止制定対象表（傍線部分は改正部分）

制 定		廃 止	
<p>電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第七号の規定に基づき主要電気工作物を構成する設備を定める告示を次のように定め、平成二十八年九月二十四日から施行する。</p> <p>なお、平成十六年経済産業省告示第六十六号は、平成二十八年九月二十三日限り、廃止する。</p> <p>平成二十八年九月二十三日</p> <p>経済産業大臣 世耕 弘成</p> <p>主要電気工作物を構成する設備を定める告示</p> <p>電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第七号に規定する別に告示する主要電気工作物を構成する設備（以下「主設備」という。）は、次の各号に掲げる電気工作物の種類に応じて、各号の表の上欄に掲げる主要電気工作物ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 燃料電池発電所</p>			
<p>主要電気工作物</p> <p>（略）</p>	<p>主設備</p> <p>（略）</p>	<p>主要電気工作物</p> <p>（略）</p>	<p>主設備</p> <p>（略）</p>
<p>逆変換装置（容量五百キロボ</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>逆変換装置（容量五百キロボ</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>

ルトアンペア以上のものに限る。以下第六号において同じ。

四 太陽電池発電所

主要電気工作物	主設備
太陽電池（出力五十キロワット以上のものに限る。）	（略）
（略）	（略）
逆変換装置（容量五十キロボルトアンペア以上のものに限る。）	（略）

五 風力発電所

主要電気工作物	主設備
風力機関	（略）
発電機（出力二十キロワット以上のものに限る。）	（略）
（略）	（略）

ルトアンペア以上のものに限る。以下次号及び第六号において同じ。）

四 太陽電池発電所

主要電気工作物	主設備
太陽電池（出力五百キロワット以上のものに限る。）	（略）
（略）	（略）
逆変換装置	（略）

五 風力発電所

主要電気工作物	主設備
風力機関（出力五百キロワット以上のものに限る。）	（略）
発電機	（略）
（略）	（略）

逆変換装置（容量二十キロボ ルトアンペア以上のものに 限る。）	（略）
---------------------------------------	-----

逆変換装置	（略）
-------	-----